

令和6年度能登半島地震に係る申告期限の延長について（一部地域の期限延長措置終了）

令和6年能登半島地震の発生に伴い、石川県及び富山県に住所を有する方を対象に申告期限を延長することとしておりましたが、今般の被災後の状況等を踏まえ、一部地域の申告期限を次のとおり決定しましたのでお知らせします。

申告期限を定めた地域

石川県	富山県	申告期限
金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町	全域	令和6年7月31日
七尾市、羽咋郡志賀町	—	令和7年1月31日

⇒ 納付等の期限延長については[こちら](#)